

## 公園緑地功労賞に関する規程

第1条 一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という。）の事業として、公園緑地功労賞を設ける。

第2条 この賞は、わが国における公園緑地事業及び都市緑化事業等の実務に多年従事して功労があり、かつ、他の模範となる者を協会会長が表彰し、この功労を顕賞するものとする。

第3条 この賞の実施に必要な費用は、協会の一般会計予算に計上して措置するものとする。

第4条 この賞の実施は、協会会長が別に定める公園緑地功労賞実施要領による。

第5条 この賞は、平成5年度よりこれを実施する。

附 則

この規程は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

# 公園緑地功労賞実施要領

第1条 公園緑地功労賞に関する規程第4条の規定に基づき、公園緑地功労賞（以下「本賞」という。）の実施に関し、この要領を定める。

第2条 本賞は、わが国における公園緑地事業及び都市緑化事業等の実務に多年従事して功労があり、かつ、他の模範となる者で、次の要件に該当する者に贈呈するものとする。

- (1) 国、地方公共団体及び公益法人等の職員として、公園緑地事業及び都市緑化事業等の実務に20年以上携わった者
- (2) 年齢65歳以上の者
- (3) 斯業に関して大臣表彰その他の国家的表彰、北村賞及び折下功労賞を受けたことのない者

第3条 本賞は、賞状及び記念品とする。

第4条 本賞は、毎年若干名について行い、原則として協会の総会又は協会が主催する全国大会において贈呈するものとする。

第5条 本賞を受ける者を選考し、決定するため、一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という。）内に、公園緑地功労賞委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会の委員は、協会会長が協会理事及び国、地方公共団体、公益法人等の役職員の中から選任する。
- 3 委員長は、協会理事の委員の中から協会会長が指名する。
- 4 委員会は、会長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 6 委員会の委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 この要領の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。